

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報 CCI

NETWORK
2022 September
vol.318

9

インボイス制度開始まで約1年！
特集／今更聞けない、インボイス



新型コロナウイルス感染症の影響に伴うご相談を受付中

春日部商工会議所 経営支援課 TEL.048-763-1122

早川副会頭・野口副会頭・寺門副会頭

オンライン会議にて 県への要望事項を検討



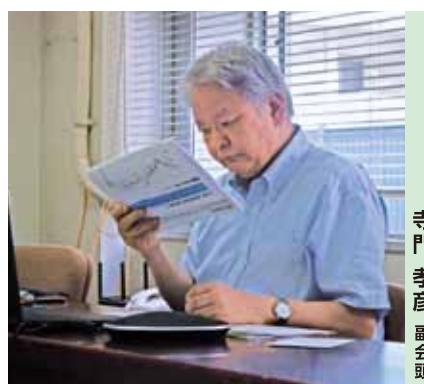
8月9日(火) 商業・観光振興委員会
野口 厚 副会頭



8月10日(水) 工業・技術振興委員会
早川 芳夫 副会頭

例年開催されている国・県への要望事項の検討会議が行われ、8月5日の総務・地域振興委員会には寺門副会頭、9日の商業・観光振興委員会には野口副会頭、10日の工業・技術振興委員会には早川副会頭が出席しました。

今後、各委員会での最終協議の後、10月に開催予定の第60回埼玉県商工会議所議員大会において令和4年度の要望事項が決議され、11月に埼玉県知事、県議会議長他、関係機関への要望活動が行われる予定です。



8月5日(金) 総務・地域振興委員会
寺門 孝彦 副会頭

主な要望事項は、(1)サプライチェーンの維持・確保及び価格転嫁の支援、(2)原油・原材料価格高騰の影響が大きい事業者への対応、(3)資金繰りに対する支援の継続実施、(4)県内企業のための景気刺激事業の拡充、(5)県補助制度の柔軟な運用です。

大野知事より、今年9月の補正予算案の編成を検討するとの返事をいただいています。

今後も地域総合経済団体として、会員企業の声を広く集め、企業が活力を維持し、円滑な経営の実現に向けて、国や県に対して政策提言・要望活動を積極的に行ってまいります。

※8月12日現在
YOUTUBE「テレビNEWSで知事との意見交換会」のニコースについて閲覧できます。
https://www.youtube.com/watch?v=Anuo_jZwMy

原油価格高騰 県商工会議所連合会が 知事に緊急要望



7月14日、知事公館にて県商工会議所連合会と知事との意見交換会が行われました。当所からは早川副会頭が出席。原油・原材料価格高騰及び円安の影響による中小企業等への支援策について緊急の要望活動を実施しました。



《表紙について》

梨

梨は歴史ある食べ物。弥生時代(1～2世紀頃)の遺跡から梨の種が出土しています。稲作と同じ時期に大陸から持ち込まれたと推測されており、最も古い栽培果実の一つとも言われています。

昔から食べられてきたものだと知って食べるといいですね。

CONTENTS

- 2 CCIレポート
「オンライン会議にて県への要望事項を検討」「県商工会議所連合会が知事に緊急要望」
- 3 CCIレポート
「【電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイントセミナー】開催」「春日都市ビジネスサポート応援給付金」
- 4 春日都市プレミアム付商品券(電子券)再販売
- 5 特集
「インボイス制度開始まで約1年! 今更聞けない、インボイス」
- 6 事業所訪問
「居酒屋ようすけ」
- 7 法律相談コラム
「社員が急に「辞める」と言ったら?!」
検定情報
- 8 個別専門相談
「小規模企業共済制度・経営セーフティ共済」

令和4年度 制度改正等の課題解決環境整備事業

【電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイントセミナー】開催!



8月10日、「電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイント」セミナーが参加者21名のもと当所にて開催されました。本セミナーは、日本商工会議所より、制度改正等の課題解決環境整備事業の一環として開催した、商工会議所の重点事業のひとつです。

今回セミナーでは、税理士法人トリプル・ワインの星叡氏を講師にお招きし、電子帳簿保存法改正の概要について説明をしていただきました。

電子帳簿保存法では、EメールやWeb上の電子取引で受領した取引関係書類を、電子データとして保存します。2021年12月までは書面出力による保存が可能でしたが、2022年1月以降は書面での保存が不可となり、電子取引で受領したデータは電子データとしての保存が義務付けられるようになります（2年間の猶予期間あり）。



申請が始まります！

春日部市ビジネスサポート応援給付金(事業復活支援分)

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、国の事業復活支援金を受給した事業者に対して、
1事業者当たり個人5万円、中小法人10万円を支給します。



申請期間: 令和4年8月1日(月)～12月23日(金)

対象者: 次の全てを満たす事業者が対象です。

- 1) 申請時において、春日部市内に主たる事務所又は事業所を有している個人事業者、春日部市内に本社を有している中小法人。
- 2) 国の事業復活支援金の給付決定を受けた事業者であること。
- 3) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営む個人事業者又は中小法人
 - 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている中小法人
 - 政治団体
 - 宗教上の組織又は団体
 - 本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は中小法人

申請書類

- 1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金(事業復活支援分)交付申請書(様式第1号)
- 2) 国の事業復活支援金の給付通知書の写し
- 3) 事業所所在地の確認ができるもの
- 4) 春日部市ビジネスサポート応援給付金(事業復活支援分)交付申請書兼請求書(様式第1号)で記入した振込指定口座の通帳の写し

申請方法: 電子申請又は郵送

※感染拡大予防の観点から、窓口での申請はご遠慮ください。

《電子申請》

右のQRコードより申請してください。

**《郵送先》**

申請書類を同封のうえ、下記の宛先まで申請してください。

〒344-0061 春日部市粕壁6615-7

勤労者会館 事業者支援金担当 行

【お問合せ】 勤労者会館 事業者支援金担当 TEL.048-752-1662
商工振興課 TEL.048-797-8029 (平日 8:30～17:15)



春日都市プレミアム付商品券

電子券 再販売が決定

(※紙券は販売予定数に達しました。)



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、

低迷する市内経済の活性化を図るため、

消費者及び事業者の双方を支援する

春日都市プレミアム付商品券(電子券)を再販売します。

※本事業は、市が委託した春日都市プレミアム付商品券発行事業実行委員会が管理運営をしています。

プレミアム付商品券(電子券)の購入について

- 対象** 市内在住・在勤・在学者
- 商品券使用期間** 購入から令和5年2月28日(火)まで (使用期間の延長はありません)
- 購入限度口数** 購入済みの口数にかかわらず1人5口まで

※7/6で受付を終了した「紙券」とは、**使用可能店舗が一部異なります**。使用可能店舗は専用WEBで確認してください。

- 販売額** 1口1万3千円相当の商品券(電子券)を1万円で販売
- 取扱加盟店舗** 事業に参加した市内登録店舗(飲食店、小売店、サービス店、事業所など)
- 1口の構成** 共通券7,000円分
- 円分／専用券** 6,000円分

詳細は、春日都市プレミアム付商品券事務局、または専用WEBへ
申込先 春日都市プレミアム付商品券事務局 ☎ 0570-099-775、または専用HP
<https://kasukabe-premium2022.com>

- 券の種類** 共通券は市内取扱全店舗で使用可能。専用券は食料品スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアのチェーン店を除く売り場面積1,000m²未満の店舗で使用可能。

詳しくは
専用WEBで



詳しくは
専用WEBで



[お問い合わせ] 春日都市プレミアム付商品券事務局

TEL 0570-099-1775

ホームページ用
動画撮影・編集・コーディング
5Gの世界に
製品紹介・事業案内は
動画で分かりやすく！



株式会社ぷらすエム
春日都市柏壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION



デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日都市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…

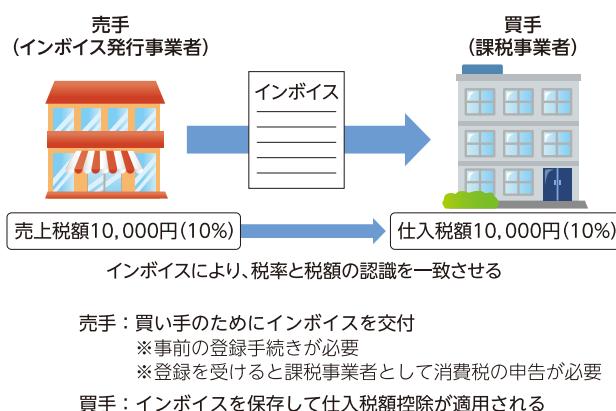
華陽印刷



今更聞けない、インボイスについて簡単にまとめました

もう登録は済みましたか？

Q インボイス制度ってなに？



A インボイス制度（適格請求書保存方式）とは、令和5年10月から始まる仕入税額控除の方式です。インボイス（適格請求書）を発行するためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」）を提出し、登録をする必要があります。また、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません。

Q 仕入税額控除の計算方法は？

A 売上の消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額
↑この差し引く計算が、「仕入税額控除」

※ただし、仕入税額控除には請求書等と帳簿の保存が必要になります。

令和5年9月まで(現行)	令和5年10月以降(インボイス制度後)
区分記載請求書	インボイス



A 登録しないと、売上先にインボイスを交付出来ません。インボイスを受け取ることのできない売上先は、仕入税額控除を受けることが出来ません。



詳しくは、国税庁ホームページ内の特設サイトをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

または、専用ダイヤル 0120-205-553 (無料・受付時間 平日 9:00 ~ 17:00) へお問い合わせください。

いろいろあります

貸店舗 & 事務所等

アパート & マンション

買物便利なララガーデン近くに多数の物件あり!!

御相談は親切安心!! 地元創業47年。所有ビル42棟・管理建物78棟

知事免許(13)第6129号 春日部市中央1丁目55-19

アオイ土地建物

048-735-6551

<http://aoitochi.jimdo.com/>

ララ
南口前

春日部商工会議所
公式facebookページ

当所の新キャラクター「くまはる」が、各種補助金情報や、当所で行う各種事業、会員企業様のご紹介などを配信しています。
是非、フォローといいね!をお待ちしております。Twitterもあります。(@KasukabeCCI)

<https://www.facebook.com/kasukabecci1122/>





「人を幸せにする空間」を提供したい 居酒屋 ようすけ



2019年に開業した「居酒屋 ようすけ」。店主の石川陽介さんが創作おつまみや、自ら釣った魚をさばいて提供する。主なメニューはモツ煮や鉄板焼き、ステーキなど多彩。中でも小麦粉を使わず山芋や卵などで作った「ふわとん」が人気。「飲食業に携わるのは、料理を手段として、人を幸せにする空間を提供したいから。お客さんの求めるものが料理かお酒か、会話か探り出し、お客様に合う心地よさを提供する。居地がよいと言われる」とうれしい」と店主の石川さん。

石川さんの居酒屋 ようすけオーブンまでの道のりは平坦ではなかった。鉄板焼きや和食、フレンチや中華など合わせて13の飲食業態で経験を積んだ。アルバイトを含め10代のころから飲食業界にいるが、挫折したこともある。「下北沢の鉄板焼き店で店長を務めたが、経営のハードルが高くうまくいかなかつた。業態変更したが2年半で店を閉めることになり、自分の実力不足を痛感した」と胸中を明かす。

アマゾン川で魚を釣った経験や挫折を糧に



居酒屋 ようすけ

店主 石川陽介

春日部中央1-9-13

TEL 048-753-1120

営業時間/17:00~24:00

定休日/水曜日



当時、仕事以外でもうまくいかないことが多くひどく落ち込んだ。「何のために生きているのか、何が好きなのか考えた。思い返せば3歳くらいから川でフナやコイを釣り、魚図鑑でアロワナやピラニアを見ていた。失うものは無いし、幼い頃の夢をかなえようと、アマゾンに行くことを決めた」という旅費や釣り具に全財産をつぎ込み、アマゾンへ旅立つた。アマゾンでは言葉が通じなかつたが、何とか現地ガイドとやり取りしながら毎日魚を釣つた。巨大な魚が好きな石川さんでも、魚を目の前にすると恐怖を覚え、釣り上げたときには畏怖の念を抱いたという。「死んでもいいや」という思いでアマゾンに行つたが、大きなワニが足もとに来て『殺される!』と感じたら、逆に『死にたくない!』

と強く思つた。家族や友人の顔が浮かび、現実に戻つた」という。この経験をきっかけに内省した石川さん。「自分は卑屈で自信がなかつたと気が付いた。アマゾンでは目標を定め、方法を考え行動したら実現する成功体験をして、自信がついた。何かやりたいなら方法を探せばよいと思った」と話す。昔から持つていた「自分の店を持ちたい」という思いに立ち返り、イチから自分でやるために立ち返り、知識や技術が得られる店でさらには修業した後、開業した。

「何かに挑戦することの結果に失敗ということではなく、成功か、失敗からの学びがあるだけ。今後は飲食店のプロデュースも視野に入れ、チャレンジ精神を持ち続け進化したい」と語つた。

法律相談

「辞める」と言つたら?!

質問 社員が、急に「明日で、辞めさせてくれ」と言つてしましました。取り掛かっている仕事を途中で投げ出されるのは困るし、仮に、退職は止むを得ないとしても、引継ぎはしてもらいたいです。社員(労働者)って、そんなに簡単に辞められるものなのでしょうか。



回答 経営者からすれば、突然の退職が迷惑なのは当然ですが、法律上、労働者からの一方的な退職は、原則として自由です。まず、無期雇用の労働者の場合、いつでも解約申入れができる、2週間経過すると雇用は終了し

ます（民法627条1項）。つまり、2週間前に予告して、経過したら退職となります。なお、引きのことを考え、就業規則で、この予告期間を1か月設けている会社が多く、私も、こうした措置は設けておくべきと思いますが、予告期間を更に長くするとのと評価されるリスクがあるので気を付けましょう。

次に、有期雇用の労働者の場合、期間途中の退職は「やむを得ない事由」がある場合に限定されていますが（民法628条）、初日から1年経過後は、いつでも退職できます（但し一部の有期雇用者を除く。労基法137条）。この「やむを得ない事由」とは、例えば、近親者の看護の必要等が考えられます。

法律上、労働者に退職の自由があることは致し方ないとしても、互いに迷惑が掛からないよう、普段から労使双方の信頼関係を構築し、急な退職による損害を回避できるようにしましょ

う。

著者：春日部法律事務所弁護士 渡邊 健二 ホームページ www.kasukabe-law.jp

検定情報 下半期(2022年10月~3月)の検定試験のご案内

検定	回数	試験日	申込受付期間	試験会場
簿記(1級) 簿記(2・3級)	第162回	11月20日(日)	窓口 10月5日(水) ~ 10月6日(木) ネット 10月10日(月) ~ 10月21日(金)	春日部商工会議所会館 松栄学園高等学校
簿記(2・3級)	第163回	2月26日(日)	窓口 1月10日(火) ~ 1月11日(水) ネット 1月16日(月) ~ 1月27日(金)	松栄学園高等学校
ネット試験(春日部商工会議所認定)			委託校(スクール)による実施となります。	
珠算	第226回	10月23日(日)	窓口受付【土・日・祝日は除く】・郵送 9月8日(木) ~ 9月14日(水)	春日部商工会議所会館
珠算	第227回	2月12日(日)	窓口受付【土・日・祝日は除く】・郵送 12月19日(月) ~ 12月23日(金)	春日部商工会議所会館

【お知らせ】

下記の検定試験はインターネットでの施行となります。

- リテールマーケティング検定
- カラーコーディネーター検定
- ビジネス実務法務検定
- ビジネスマネジャー検定
- 福祉住環境コーディネーター検定
- eco検定
- BATIC検定

※また簿記検定2級・3級についても、インターネット試験での受験もできますのでご利用ください。

※簿記検定につきましては、インターネットによる申し込みが便利です。

※申込方法・受験料等の詳細につきましては、お問合せください。

【問合せ先】春日部商工会議所 総務課 TEL.048-763-1122

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談!

※相談の際は、マスク着用・手指消毒・検温等の
感染防止対策にご協力をお願いします。

金融相談	商工会議所相談室	労務・年金相談	商工会議所相談室または相談員事務所
9月15日(木) 10月6日(木) 10月20日(木) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関すること／教育ローンに関すること	随時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関すること／公的年金制度の仕組みに関すること
法律相談	商工会議所相談室	司法書士相談	商工会議所相談室または相談員事務所
9月15日(木) 10月6日(木) 10月20日(木) 弁護士	経営・法律に関すること／不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関すること	随時 司法書士	不動産の登記について／会社の登記について／少額訴訟の手続きについて／日常の法律について
経営相談	商工会議所相談室	特許・商標・発明相談	商工会議所相談室または相談員事務所
随時 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税務相談	商工会議所相談室	日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所で相談を行います。予約は相談日の3日前（経営相談のみ1週間前）までにお願いいたします。秘密は厳守いたします。	
9月13日(火) 弁護士	相続・贈与税に関すること／帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関すること		

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 TEL.048-763-1122

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

**1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6ヶ月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

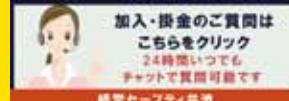
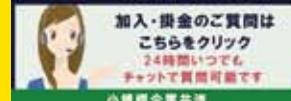
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

**3 掛金は税法上損金（法人）または
必要経費（個人事業）に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボット
なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

Be a Great Small.
中小機構